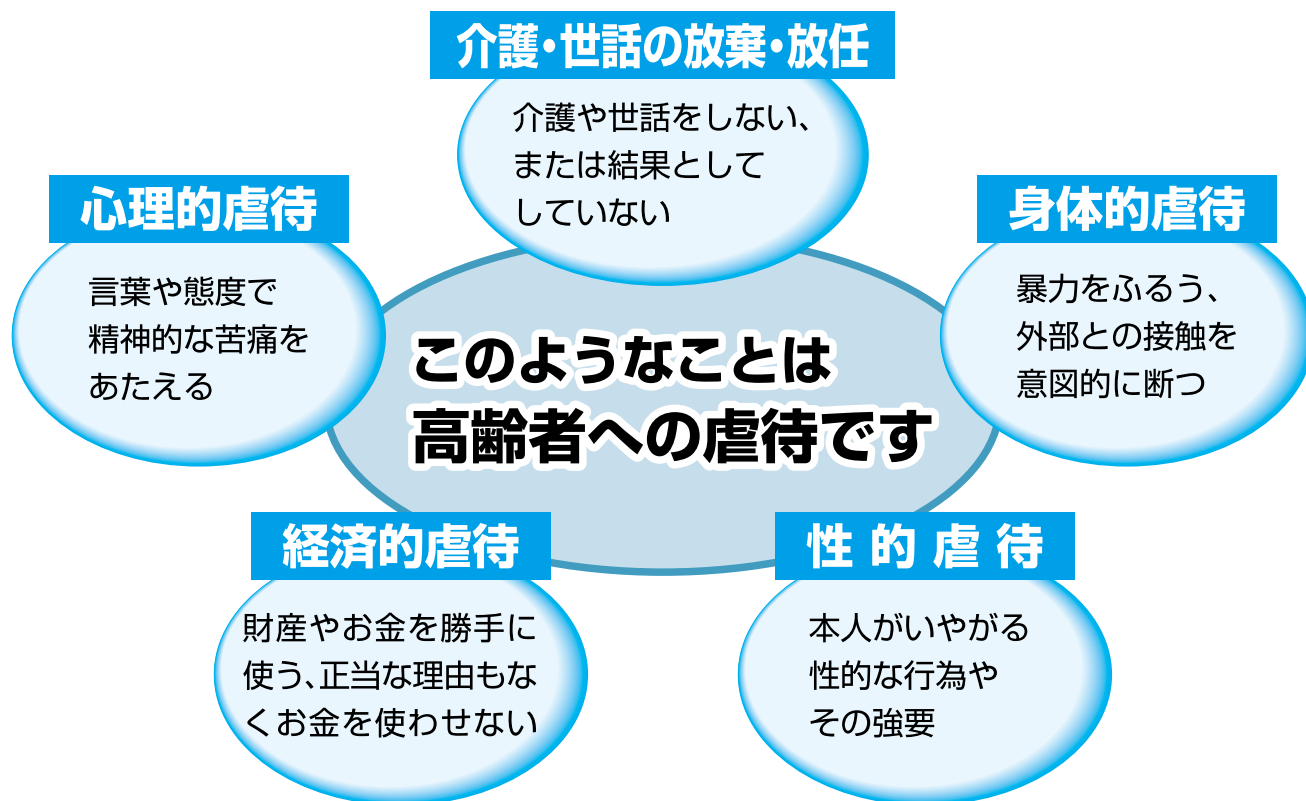


4. 権利擁護

高齢者虐待の相談

高齢者虐待に悩んでいる場合や虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、住所地の「あんしんすこやかセンター」(→17頁)、総合支所保健福祉課(→22頁)に相談・通報してください。



4

権利擁護

あんしん事業(地域福祉権利擁護事業)

認知症、知的障害、精神障害などにより生活に不安がある方が安心して暮らせるようご本人と当協議会との契約後、生活支援員が支援計画に基づき定期的にご自宅を訪問し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをしながら見守りを行います。

【サービス内容】 ①福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービス利用に関する情報提供、相談、申し込みや契約の援助、苦情解決の援助など
- ・介護保険や行政手続き関係の書類や郵便物の整理

②日常的金銭管理サービス

- ・日常生活に必要な預金の払い戻し、預け入れ、解約手続きの援助
- ・社会保険料、公共料金、家賃などの支払いの援助

③書類等預かりサービス

- ・年金証書、通帳、権利証、実印などをお預かりします。

※宝石や骨董品、頻繁に出し入れするもの等、お預かりできないものがあります。

【利用料金】 ①② 1回1時間まで1,000円

③ 1か月1,000円

※②のサービスで使用する通帳、印鑑を社協で預かる場合は1回1時間まで2,500円

※①②のサービスで1時間を超えた場合は30分ごとに500円を加算

※相談や契約に至るまでの問合せは無料です。

【問合せ】 世田谷区社会福祉協議会 成年後見センターえみい ☎ 6411-3950

成年後見制度利用支援

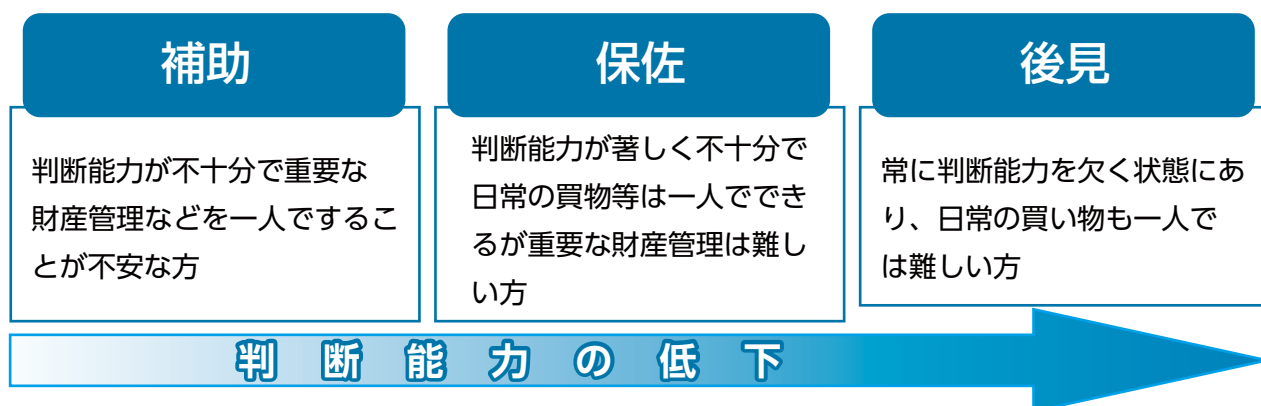
成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように、その方の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、その方を法的に支援する制度です。

●成年後見制度には2種類あります。

【任意後見制度】 将来、判断能力が衰えたときに備えて、自らあらかじめ任意後見人を決め、支援してほしいことを公正証書で契約しておく制度です。後見が始まるのは本人の判断能力が不十分になり、家庭裁判所から任意後見監督人が選ばれてからです。

【法定後見制度】 すでに自分自身で法律行為を行なうことが難しい場合に、家庭裁判所が成年後見人等を選ぶ制度です。後見が始まるのは家庭裁判所へ後見等開始の申立てをし、成年後見人等が選任されてからです。

本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」という類型があります。



【成年後見センターえみいでお手伝いできること】

①相談員による相談 電話や窓口で成年後見制度に関する相談をお受けします。

- ・成年後見制度を利用するための申立や各種手続きの相談
- ・親族後見人の方からの後見業務に関する相談

②申立手続き説明会

家族や親族のために成年後見制度の申立を予定している方を対象に、東京家庭裁判所の申立書類を使い、具体的に書き方を個別に説明します。説明は、世田谷区が養成した区民成年後見支援員が行います。(無料、予約制)

開催日時：○成城会場

原則毎週水曜日 午前10時～11時30分

○三軒茶屋会場

原則毎月第2・4木曜日 午前10時～11時30分

③地域版成年後見制度相談会

概ね月1回各地域に出張し個別に成年後見制度に関する相談をお受けします。区民成年後見支援員が相談に応じます。(無料、予約制)

【問合せ】 世田谷区社会福祉協議会 成年後見センターえみい ☎ 6411-3950

あんしん法律相談

区内在住の高齢者や障害者、その家族を対象に、弁護士が相続や遺言、成年後見制度(任意後見制度を含む)などの相談に応じます。(予約制)

【相談日時】 原則1・3水曜日 第2木曜日 午後

※1人1回30分 無料

【問合せ】 世田谷区社会福祉協議会 成年後見センターえみい ☎ 6411-3950

